

建設工事の入札参加登録をされている皆様へ

令和4年11月14日
大 阪 府

※ **撤去工事及び造園工事における成績評定の実施について**

大阪府では、撤去工事及び造園工事の成績評定を省略していますが、工事全般の品質等の向上を図るため、令和5年4月1日以降に契約を行う工事から、**成績評定を実施**することといたします。

なお、撤去工事（階上解体）は、これによらず成績評定を実施しています。

※大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領第2条(評価対象)に定める「建物等の解体工事」及び、「建築に付随する造園工事」を示します。

〈 **建物等の解体工事** 〉

【現状】

○撤去工事（階上解体）

大阪府入札参加登録業種 建築一式工事
成績評定を実施

○撤去工事（階上解体除く）

大阪府入札参加登録業種 解体工事
成績評定を省略

【令和5年4月1日以降の契約】

○撤去工事（階上解体）

大阪府入札参加登録業種 建築一式工事
成績評定を実施

○撤去工事（階上解体除く）

大阪府入札参加登録業種 解体工事
成績評定を実施

〈 **建築に付随する造園工事** 〉

【現状】

○造園工事

大阪府入札参加登録業種 造園工事
成績評定を省略

【令和5年4月1日以降の契約】

○造園工事

大阪府入札参加登録業種 造園工事
成績評定を実施

【お問い合わせ先】

大阪府総務部契約局 建設工事課
電話 06-6941-0351
建築検査グループ（内線5355）